

令和 8 年度

全国労働衛生週間実施要領

令和 8 年度スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

◆本週間：10月1日～7日 ◆準備期間：9月1日～30日

会長メッセージ

令和 8 年度の全国労働衛生週間を迎えるに当たり、ご挨拶申し上げます。

全国労働衛生週間は昭和 25 年に初めて実施されて以来、今年で第 77 回を迎え、労働衛生に関する意識の高揚と事業場における自主的労働衛生管理活動の促進に欠かせないものとして、作業者の健康確保に大きな役割を果たしてまいりました。

建設業に従事する方々の業務上疾病の発生状況は、全体的には減少傾向を示しております。しかし、熱中症にり患する方は、毎年増加しており、その防止対策が急務となっております。また、脳・心臓疾患及び精神疾患の労災保険支給決定件数は依然として高い水準で推移しており、適正な労働時間の管理はもとより、働く方々の心身の健康保持対策の充実が、求められています。さらに、建設業を取り巻く環境は、働き方改革の推進、建設従事者の高齢化の進展、担い手の確保・育成のほか、地球規模の気候変動による酷暑への対応、多種多様な化学物質への対応、AIをはじめとした新しい技術との共存など、様々な課題が山積する状況にあります。

国民生活や社会経済を支える建設業が、「憧れの産業」として安定的に発展し、社会に貢献していくためにも、建設工事に従事する全ての方々が健康で、安心して働くことのできる魅力ある職場環境づくりは非常に重要です。

当協会では令和 5 年度から令和 9 年度を期間とする、第 9 次建設業労働災害防止 5 か年計画を策定し、計画に掲げた目標達成に向け、化学物質取扱作業のリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減措置の実施、建災防方式健康 KY の活用など、健康障害防止対策の充実やメンタルヘルス対策の推進、高年齢作業者の加齢によるリスク等を考慮した対策の推進、さらに、解体工事等における有資格者による事前調査をはじめとした石綿ばく露防止対策の徹底や、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録促進などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

これから迎える全国労働衛生週間は、「心とからだの健康」と「快適な職場環境」づくりの重要性を再認識する良い機会となりますので、会員の皆様におかれましては、令和 8 年度の全国労働衛生週間の準備期間及び本週間において取り組むべき事項をまとめた本実施要領を参考に、経営トップの明確な方針のもと、企業の実態に即した効果的な労働衛生管理活動を実践され、職場の労働衛生水準の向上に努められますようお願い申し上げます。

なお、10月8日と9日の両日、新潟県「朱鷺メッセ」において、安全意識の高揚や情報の共有化を図るために、第 63 回全国建設業労働災害防止大会を現地開催とオンデマンド配信を組み合わせた形式で開催いたしますので、是非ご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

令和 8 年 9 月

建設業労働災害防止協会
会長 今 井 雅 則



No. 1 かわせり子
川瀬 莉子
No. 760201

I 趣 旨

本年度の全国労働衛生週間は、厚生労働省の「令和8年度 全国労働衛生週間実施要綱」に基づき、9月1日から30日までを準備期間、10月1日から7日までを本週間として、下記のスローガンのもとに展開される。

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

全国労働衛生週間を契機に、経営トップをはじめとした関係者は、作業者の健康保持・増進等の重要性への認識を更に深め、心身ともに健康で、誰もが安心して働ける快適な職場づくりを目指し、効果的な労働衛生管理活動を実施する。

※「令和8年度 全国労働衛生週間実施要綱」は、当協会のホームページから御覧いただけます。



II 会員が実施する事項

会員は本実施要領をもとに、企業の実態に即して必要な項目を盛り込んだ実施計画を作成し、積極的に推進する。また、実施計画の作成に当たっては「令和8年度 建設業労働災害防止対策実施事項」の「IV-3 職業性疾病予防のための具体的対策」及び「IV-4 心身の健康確保のための具体的対策」等も活用する。

※「令和8年度 建設業労働災害防止対策実施事項」は、当協会のホームページから御覧いただけます。



準備期間（9/1～9/30）の実施事項

☑チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう！

項 目	チェック	実 施 内 容
1 労働衛生管理体制の充実	☐ ☐ ☐	(1) 店社及び作業所の労働衛生管理体制の見直しと充実 (2) 店社及び作業所の安全衛生計画に基づく労働衛生管理活動の一層の推進 (3) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入と定着
2 作業環境管理の充実	☐ ☐ ☐	(1) 粉じん等の有害要因にさらされる作業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及び結果に基づく作業環境の改善 (2) 「高年齢者の労働災害防止のための指針」（「エイジフレンドリー指針」、令和8年2月10日厚生労働大臣公示）に基づく高年齢者の特性やリスクの程度を考慮した職場環境の改善 (3) 事務所や現場の緑化等、快適な職場環境の形成の推進
3 作業管理の充実	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(1) 作業手順・作業方法等の労働衛生面の見直しと改善 (2) 「エイジフレンドリー指針」に基づく高年齢者の特性を考慮した作業内容等の見直し (3) 作業手順・作業方法等の労働衛生面からの見直しと改善 (4) 呼吸用保護具の適正な選択と使用及び保守管理の徹底 (5) 自動化・省力化等による作業者の負担軽減の推進
4 健康管理の充実	☐ ☐ ☐ ☐	(1) 一般健康診断及び特殊健康診断等の確実な実施と所轄監督署への報告の徹底 (2) 産業医等に対する必要な情報の提供 (3) 健康診断結果に基づく産業医等の意見を勘案した適正配置や作業時間の短縮等の実施、保健指導の実施（小規模事業場は、地域産業保健センターの活用） (4) 「職場における心とからだの健康づくり」の計画的な実施
5 労働衛生教育の充実	☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(1) 新規参入者等の建設業に不慣れた作業者への安全衛生教育の確実な実施 (2) 従事する作業環境を考慮した健康教育の実施 (3) 危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底 (4) 各種保護具の適正な選択と使用及び保守管理等の教育の徹底 (5) 病気を治療しながら働く人に対する理解の促進
6 熱中症の予防	☐	「職場における熱中症防止のガイドライン」に基づく令和8年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の推進 資料 2 1 に掲載 令和8年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱（別添「職場における熱中症防止のガイドライン」）
7 職業性疾病予防対策の充実	☐ ☐	(1) ラベル、SDS等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質取扱作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の徹底 (2) リスクアセスメント対象物を取り扱う作業での化学物質管理者の選任と、建災防が定めた「建設業における化学物質取扱作業リスク管理マニュアル」の積極的な活用、保護具着用管理責任者による保護具の適正な選択、使用状況の確認と保守管理の徹底
	化学物質	
	粉じん	(1) 建築物の解体工事等における湿潤化及び粉じん等の飛散防止対策の徹底 (2) ずい道等建設工事における坑内換気、新ガイドラインに則った坑内粉じん濃度の測定及び作業環境に応じた、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の適正な使用の徹底 (3) 金属等の研磨作業、金属アーク溶接作業・はつり・解体作業等に係わる粉じん障害防止対策の徹底 (4) 特定化学物質としての溶接ヒュームによる健康障害防止措置の徹底 (5) じん肺健康診断の実施と所轄監督署へのじん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底 (6) 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の徹底 (7) 粉じん保護具着用管理責任者の選任と作業環境に応じた適正な保護具の選択、使用及び保守管理の徹底

エイジフレンドリー指針リーフレット

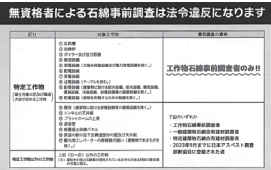
健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

職場における心とからだの健康づくりのための手引き

建設業における化学物質管理

第10次粉じん障害防止総合対策

ずい道等建設工事における粉じん対策ガイドライン

	石綿等	☐ (1) 建築物等の解体・改修工事は、建築物石綿含有建材調査者が石綿の使用の有無を事前に調査、石綿作業主任者による石綿ばく露防止対策を確実に実施 ☐ (2) 工作物の解体・改修・メンテナンス等の工事は、有資格者が石綿の使用の有無を事前に調査、石綿ばく露防止対策を確実に実施 ☐ (3) 石綿等を使用した建築物の解体工事等における、適正な隔離、隔離空間の負圧化等による飛散防止対策及びばく露防止対策の徹底 ☐ (4) 石綿等の除去等作業において、作業に応じた有効な呼吸用保護具、保護衣等の使用の徹底 ☐ (5) 健康診断の実施の徹底と所轄監督署への報告、離職後の健康診断結果の適切な保存	 石綿総合情報ポータルサイト  無資格者による石綿事前調査は法令違反になります  対象工作物は、必ず確認
	その他	☐ (1) 腰痛・振動障害・騒音障害等の予防のための、作業時間・作業量・作業方法の検討と改善の推進及び「騒音障害防止のためのガイドライン」に沿った対策の実施 ☐ (2) 屋内・坑内等での内燃機関使用場所や酸素欠乏危険場所等における作業開始前の測定、有効な呼吸用保護具等の使用及び換気の徹底 ☐ (3) 自然災害復旧工事等の際の労働衛生対策の推進	 騒音障害防止のためのガイドライン
8	現場におけるメンタルヘルス対策の推進	☐ (1) 安全施工サイクル（安全朝礼、KYミーティング及び巡視等）を活用して、「建災防方式健康KY」により心身の健康状態を把握し、健康状態に不調を認めた場合には、必要な措置を実施 ☐ (2) 50人未満の事業場は、小規模事業場ストレスチェック制度マニュアル（令和8年2月25日厚生労働省公表）を参照しつつストレスチェックを実施 ☐ (3) ストレスチェックの結果に基づき、産業医等が面接指導し、その結果に基づき事業主はメンタルヘルス対策と職場環境改善を実施 ☐ (4) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相談窓口を活用（毎週月曜日：13時～16時 祝日・年末年始を除く） TEL：03-3453-0974 ☐ (5) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する小規模事業場支援を活用	 資料2 3参照
9	健康障害防止対策の充実	☐ (1) 事業主による労働時間の把握と、時間外労働の上限規制の遵守、過重労働による健康障害防止対策の推進及び年次有給休暇（最低年5日）の取得促進 ☐ (2) 長時間作業に対する面接指導等の実施の徹底 ☐ (3) 「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策の実施	 過重労働による健康障害を防ぐために  職場における受動喫煙防止のためのガイドライン
10	関係請負人（個人事業者等を含む）が実施する対策に対する配慮等	☐ (1) 作業所における個人事業者等を含めた統括安全衛生管理体制の確立 ☐ (2) 安全衛生経費の確保等、関係請負人が安全で衛生的な作業を遂行できるよう配慮 ☐ (3) 個人事業者等である関係請負人が実施する健康診断等の健康管理に対する指導・支援 ☐ (4) その他関係請負人が上記1から9の事項を円滑に実施するための指導・支援	 個人事業者等の健康管理に関するガイドライン

本週間（10/ 1～10/ 7）の実施事項

1 労働衛生意識の高揚	(1) 経営トップ等による作業者全員に対するメッセージの伝達 (2) 店社又は作業所単位の労働衛生大会等の開催 (3) 労働衛生に関する標語等の募集と表彰 (4) 健康確保や快適な職場づくりに積極的な協力会社及び作業グループ等に対する表彰 (5) 家庭における健康保持に関する情報の提供
2 安全衛生活動の実施	(1) 経営トップ等による作業所や寄宿舍等へのパトロール・点検の実施 (2) 各種保護具、消防設備、AED等の総点検 (3) 店社及び作業所一斉の4S活動による作業環境の整備
3 労働衛生教育・訓練ワークショップ等の実施	(1) 労働衛生に関する勉強会や講演会等のワークショップの実施 (2) 現場緊急時の措置に係る必要な実地訓練のワークショップの実施
4	そのほか、本週間にふさわしい行事の実施

Ⅲ 協会が実施する事項

本部及び支部は、地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 「建設業労働災害防止規程」「第9次労働災害防止5か年計画」「令和8年度建設業労働災害防止対策実施事項」の周知
2. 労働衛生に関する広報資料及び最新情報の提供
3. メンタルヘルス対策の推進
4. 建設業における化学物質取扱作業等の危険・有害業務のリスクアセスメントの推進
5. 「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」への登録の促進
6. 「建設業における化学物質管理者講習」「建築物石綿含有建材調査者講習」等労働衛生に関する教育の実施
7. 安全・衛生管理士等の専門家による安全衛生活動に対する指導・支援等の推進
8. 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の周知と導入の促進
9. のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・頒布
10. そのほか、本週間にふさわしい労働衛生活動の実施

資料 1

建設業における業務上疾病の発生状況

1. 業務上疾病者数千人率の推移（令和2年～令和6年）

全産業の疾病者数 10,963 人のうち、建設業は 657 人で全体の 6.0%となっている。

年	業種 項目	建設業		全産業	
		疾病者数（人）	疾病者数千人率	疾病者数（人）	疾病者数千人率
令和2年		696	0.2	8,997	0.2
令和3年		617	0.2	8,739	0.2
令和4年		711	0.2	9,506	0.2
令和5年		751	0.3	10,496	0.2
令和6年		657	0.2	10,963	0.2

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」（昨年公表分）

注：1. 表は休業4日以上のもの。

2. 疾病者数千人率＝ $\frac{\text{疾病者数}}{\text{労働基準法適用労働者数}} \times 1,000$
3. 新型コロナウイルス感染症り患によるものを除く。

令和7年「業務上疾病発生状況等調査」が厚生労働省から公表され次第、当協会ホームページに掲載します。



2. 業務上疾病発生状況の推移（令和2年～令和6年）

令和6年の建設業における疾病者数は 657 人で、多かったのは熱中症 228 人で、次が災害性腰痛 183 人となっている。

(単位：人)

年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
疾病分類	業種	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業	建設業	全産業
(1) 負傷に起因する疾病 (うち災害性腰痛)		337 (222)	6,533 (5,582)	333 (206)	6,731 (5,847)	370 (213)	7,081 (5,959)	351 (191)	7,483 (6,132)	304 (183)	7,596 (6,291)
物による 理 的 因 疾 病	(2) 有害光線による疾病	1	9	-	8	-	19	-	8	1	3
	(3) 電離放射線による疾病	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
	(4) 異常気圧下による疾病	1	6	2	11	1	16	2	38	2	32
	(5) 異常温度条件による疾病 (うち熱中症)	223 (215)	1,159 (959)	134 (130)	707 (561)	182 (179)	1,028 (827)	224 (209)	1,323 (1,106)	233 (228)	1,472 (1,257)
	(6) 騒音による耳の疾病	2	11	2	5	3	12	1	8	1	5
	(7) (2)～(6)以外の原因による疾病	3	29	7	37	8	40	8	40	3	52
	(8) 重激業務による運動器疾患と内臓脱	8	143	5	96	5	145	-	114	2	156
作 業 態 様 に 起 因 す る 疾 病	(9) 負傷によらない業務上の腰痛	1	34	1	29	-	31	6	39	1	50
	(10) 振動障害	-	2	1	6	3	10	2	4	-	9
	(11) 手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	9	200	4	193	6	218	11	249	4	256
	(12) (8)～(11)以外の原因による疾病	2	83	4	102	7	135	9	176	5	161
(13) 酸素欠乏症		1	12	1	3	3	6	2	4	-	4
(14) 化学物質による疾病（がんを除く）		44	241	49	248	43	255	53	279	38	289
(15) じん肺症及びじん肺合併病（休業のみ）		40	127	55	130	48	120	42	97	34	83
(16) 病原体による疾病 (新型コロナウイルスり患によるもの)		9 (187)	250 (6,041)	2 (1,153)	162 (19,332)	9 (2,766)	160 (155,989)	9 (148)	279 (33,637)	9 (22)	442 (15,196)
がん	(17) 電離放射線によるがん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	(18) 化学物質によるがん	1	1	3	4	-	2	1	4	1	3
	(19) (17)、(18) 以外の原因によるがん	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
(20)(21)(22) 過重な業務による脳血管疾患心臓疾患		14	157	14	265	23	227	30	351	19	350
合 計		696	8,997	617	8,739	711	9,506	751	10,496	657	10,963

資料：厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」（昨年公表分）

注：1. 表は休業4日以上のものである。

2. 疾病分類は労働基準法施行規則第35条によるものを整理したものである。

3. 「化学物質」は労働基準法施行規則別表第1の2第7号に掲げる名称の化学物質である。

4. 本統計の数字は令和6年中に発生した疾病で令和7年4月7日までに把握したものである。

3. 酸素欠乏症発生状況の推移
(令和2年～令和6年)

(単位：人)

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
建設業	1(1)	1(1)	3(3)	2(2)	0(0)
全産業	12(8)	3(2)	6(5)	4(4)	4(1)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」(昨年公表分)
注：1.()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。
2. 安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

4. 硫化水素中毒発生状況の推移
(令和2年～令和6年)

(単位：人)

年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
建設業	3(3)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)
全産業	9(6)	6(2)	5(2)	2(0)	4(2)

資料：厚生労働省「酸素欠乏症等の労働災害発生状況」(昨年公表分)
注：1.()は死亡者数で、二次災害での被災者数も含む。
2. 安衛施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所等での作業で発生。

5. 振動障害の新規支給決定人数の推移
(令和2年度～令和6年度)

令和6年度の全産業の振動障害労災新規支給決定人数は210人、うち建設業は135人(64.3%)と高い割合となっている。

(単位：人)

年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
建設業	146	121	128	153	135
林業	27	22	24	14	19
鉱業	24	15	5	3	7
採石業	4	4	3	3	3
製造業	32	30	43	20	25
その他	36	29	17	18	21
全産業	269	221	220	211	210

資料：厚生労働省「業務上疾病の労災補償状況調査結果(全国計)」
注：各年度中に新規に支給決定を行った者の業種別人数。

6. 熱中症の推移(令和3年～令和7年)

(単位：人)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
建設業	130(11)	179(14)	209(12)	228(10)	292(5)
全産業	561(20)	827(30)	1,106(31)	1,257(31)	1,803(19)

資料：厚生労働省「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」
注：()は死亡者数。

7. 石綿による肺がん・中皮腫の支給決定件数の推移(令和3年度～令和7年度)

(単位：件)

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
区分	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫	肺がん	中皮腫
建設業	213	351	286	354	300	395	303	383	382	437
全産業	348	579	418	597	433	642	424	628	530	702

資料：厚生労働省「石綿による疾病に関する労災保険給付などの請求・決定状況まとめ」
注：1.[石綿による健康被害の救済に関する法律]に基づく特別遺族給付金の新規支給決定者数は除く。
2. 令和7年度は令和8年6月発表の速報値。

8. 脳・心臓疾患の件数の推移(令和3年度～令和7年度)

(単位：件)

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
区分	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業	105	17	93	30	123	23	128	16	164	21
全産業	753	172	803	194	1,023	216	1,030	241	1,254	217

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

9. 精神疾患の件数の推移(令和3年度～令和7年度)

(単位：件)

年度	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
区分	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数	請求件数	支給決定件数
建設業	122	37	158	53	194	82	192	81	246	98
全産業	2,346	629	2,683	710	3,575	883	3,780	1,056	4,958	1,082

資料：厚生労働省「過労死等の労災補償状況」

1 「職場における熱中症防止のガイドライン」に基づく 令和8年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の推進

- (1) 事業主は、衛生管理者等を中心に労働衛生管理体制を確立
- (2) 作業場所の暑さ指数（WBGT値）を把握し、熱中症リスクを評価し、作業時間の短縮等のリスク低減措置を検討
- (3) 研修を受講した者等必要な熱中症の知識を有する職長等を中心として作業時の熱中症予防を実施
- (4) 作業に応じて、適用すべき暑さ指数（WBGT値）の基準値を決定し、併せて衣類に関し暑さ指数WBGT値に加えるべき着衣補正值の有無を確認
- (5) 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知
- (6) 熱中症のおそれがある作業員を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
 - ア 現場の緊急連絡網、緊急搬送先となる医療機関の連絡先及び所在地等を周知
 - イ 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順を作成し、関係作業員に周知
- (7) WBGT基準値を超えるおそれのある場所で作業を行うことが予定されている場合には、冷房設備の設置等の設備対策を検討し、その実施状況を確認
- (8) 作業場所の近くに冷房を備えるか又は日陰等の涼しい休憩場所を確保
- (9) 作業場所の暑さ指数（WBGT値）を把握し、熱中症リスクを評価し、作業時間の短縮等のリスク低減措置を実施
- (10) 入職日、作業や休暇の状況等に基づき、あらかじめ各作業員の暑熱順化の状況を確認し、作成した暑熱順化プログラムに沿って、作業員の暑熱順化を実施
- (11) WBGT値が高い暑熱環境下で、作業強度を下げる等の対応が困難な場合は、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げるプレクーリングを検討
- (12) 作業場所に冷却水、スポーツドリンク、塩飴を置く等、適宜十分に水分、塩分を補給できるようにするとともに、摂取状況を確認
- (13) 服装は、透湿性、通気性の良いものの採用に努め、通気性の良い保護帽の後部に日よけのたれ布を取り付け、送風機付きの服や水冷服の着用を推奨
- (14) 高温多湿下の作業中は、頻繁に職場巡視を行い、作業員の健康状態、水分、塩分の摂取状況を確認
- (15) 朝礼等作業開始前に作業員の体調及び暑熱順化の状況を確認
- (16) 退勤後に体調が変化し得ることを注意喚起

2 高齢者の労働災害防止のための指針



高齢者の労働災害防止のための指針

高齢者の労働災害防止のための指針 概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高齢者の特性を考慮した作業管理
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
 - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- 健康や体力の状況に関する情報の取扱い
 - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- 個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置
 - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- 高齢者の状況に応じた業務の提供
 - ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・高齢者の治療と就業の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- 心身両面にわたる健康保持増進措置
 - ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- 高齢者に対する教育
 - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- 管理監督者等に対する教育
 - ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。

3 労働者数 50 人未満の事業場についてもストレスチェックの実施が義務化されます



小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル

労働安全衛生法の改正（R7.5.14 公布）により、全事業場でストレスチェックの実施が、R10.4.1 から義務化されます。早めに準備を整えておきましょう。

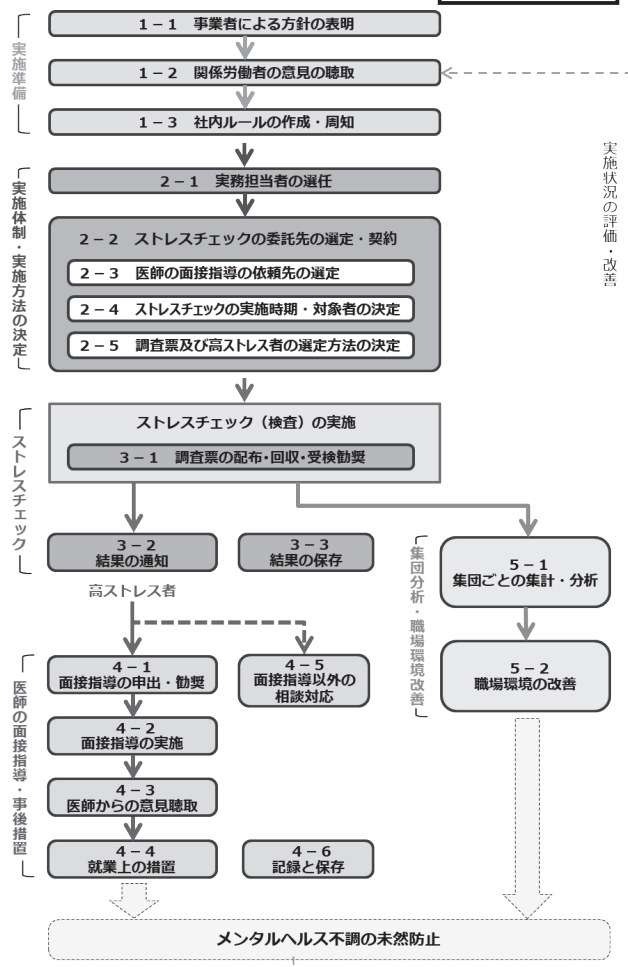
本制度の目的

- ・働く人のメンタルヘルス不調を未然に防止できます。
- ・働く人自身のストレスへの気づきを促します。
- ・ストレスの原因となる職場環境の改善につなげられます。

ストレスチェック制度のポイント

- ① 常時使用する労働者に対して、年 1 回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を実施します。
- ② ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレスの要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の 3 領域を含む必要があります。
- ③ 検査の結果、一定の要件（高ストレスと判定された者など）の労働者から申出があったときは、医師による面接指導を実施しないといけません。
- ④ 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を聴き、必要に応じ就業上の措置（就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等）を講じなければいけません。
- ⑤ 面接指導の申出を理由として、働いている人に不利益な取扱いを行うことは禁止されています。また、ストレスチェックを受けないこと、事業者にストレスチェック結果を提供しないこと、高ストレス者として面接指導が必要とされたが、面接指導を受けないことを理由とした不利益な取扱い、面接指導の結果を理由とした解雇、雇止め、退職勧奨、不当な配転・職位（役割）の変更等も行ってははいけません。

ストレスチェック制度の流れ



サポートダイヤル

ストレスチェック制度サポートダイヤルでは、ストレスチェック制度の導入・実施についての御相談に専門スタッフがご答えします。

電話番号：（全国統一ナビダイヤル） 受付時間：
0570-031050 平日 10：00 ～ 17：00
 （土日祝日、年末年始は除く）

※運営は厚労省所管の独立行政法人労働者健康安全機構

- 労働者数 50 人未満の事業場においては、原則として、労働者のプライバシー保護の観点から、ストレスチェックの実施を外部機関に委託することが推奨されます。
- ストレスチェックの実施を外部委託する場合であっても、ストレスチェック制度は事業者の責任において実施するものであり、事業者は、外部委託先との連絡調整等を担当する実務担当者を指名するなど、実施体制を整備する必要があります。
- 労働者数 10 人以上 50 人未満の事業場では、労働安全衛生規則第 12 条の 2 に基づき、安全衛生推進者を選任することとされています。実務担当者には、安全衛生推進者を選任することが望まれます。また、制度の導入に当たり、実施体制、実施方法等について、関係労働者の意見を聞くこととされており、その際には実務担当者を中心に実施することが望まれます。

【参考】労働者数 10 人未満の事業場における実務担当者

労働者数 10 人未満の事業場では、安全衛生推進者がいませんので、事業者自らが、事業場内の実務を担うことが考えられます。



資料3

令和8年度 全国労働衛生週間行事計画表(例)

以下の「週間行事計画表」を参考にしながら、独自の計画表を作成しましょう。

行事 月日	項目	実施内容	行事 月日	項目	実施内容
10月 1日 (木)	趣旨徹底の日	1. 社長メッセージの伝達 2. 全国労働衛生週間の意義と重要性の強調並びに行事予定の説明 3. 労働衛生に関するポスターや垂れ幕等の掲示	5日 (月)	労働衛生に関する研修会・講習会等の日	1. 総点検の結果についての検討会や安全衛生協議会等の開催 2. 業務上疾病の防止についての研修会、視聴覚教材等を活用した労働衛生教育の実施
2日 (金)	総点検の日	1. 機械・工具・設備・作業方法等の衛生面からの点検 2. 各種保護具の使用及び保管状況の点検 3. 危険・有害物の使用及び保管状況の点検 4. 作業場所、休憩所、寄宿舎、食堂等の衛生管理状況の点検	6日 (火)	避難・救護訓練の日 健康診断日	1. 火災や酸欠等の緊急事態を想定した避難・救護訓練の実施 2. 巡回検診等を利用した健康診断の実施 3. 健康相談、健康測定の実施
3日 (土)	ゆっくりと休養		7日 (水)	振り返りの日	1. 全国労働衛生週間を振り返り、今後の労働衛生管理の在り方や取組方等について討議・検討 2. 優良な協力会社・作業グループ・個人等の表彰
4日 (日)					

令和8年度「全国労働衛生週間」「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」用品のご案内

衛生週間ポスター

№1 川瀬 莉子 №760201
№2 紅葉（スローガン） №760202
B2判（73×52cm）
定価 各275円 会員価格 各242円 印 各50枚以上



№2 紅葉

衛生週間ワッペン

№780230
10枚1組 ビニール製
（7.5×6cm）
定価 1,100円
会員価格 990円
印 50組以上



衛生週間のぼり

衛生週間
№880200
ポリエステル製
（240×70cm）紐付
定価 2,024円
会員価格 1,815円
印 5枚以上

スローガン
№880210
ポリエステル製
（240×70cm）紐付
定価 2,024円
会員価格 1,815円
印 5枚以上



（衛生週間）（スローガン）

衛生週間横幕

衛生週間 №880220
ポリエステル製
（70×220cm）紐付
定価 2,024円 会員価格 1,815円

スローガン №880221
ポリエステル製
（70×220cm）紐付
定価 2,024円 会員価格 1,815円



衛生週間ミニのぼり

（10枚1組） №880230
ポリエステル製（31×10cm）
※ボール台座は別売りです。
定価 7,832円
会員価格 7,051円
※社名印刷対象外



墜落・転落災害撲滅キャンペーンポスター・のぼり

川瀬 莉子 №760501
B2判（73×52cm）
定価 275円
会員価格 242円
印 50枚以上



№880710
ポリエステル製
（240×70cm）紐付
定価 2,024円
会員価格 1,815円
印 5枚以上



建災防
図書・用品
販売サイト

*表示価格：消費税込み

建災防 EC サイトのご案内
建災防の図書・用品等は、EC サイトからご注文ください。
なお、建災防 EC サイトの利用にあたっては、事前に利用者登録が必要となります。
ご利用には、承認(※)が必要のため、利用者登録にお時間を要します。
余裕を持って、ご登録くださいますようお願いいたします。
<https://www.shop.kensaibou.or.jp/>
建災防 教材開発センター TEL：03-3453-3391

●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課（TEL 03-3453-8202）までお願いします。

広報企画委員会 委員名簿

（敬称略・社名の五十音順）

委員長 豊 澤 康 男 （一社）仮設工業会 会長
委員 清水 直 樹 ㈱大林組 安全本部 建築安全管理室兼土木安全管理室 部長
〃 矢 崎 智 彦 清水建設㈱ 安全環境本部 安全部長
〃 稲 直 人 大成建設㈱ 安全本部 安全部長

委員 松岡 香世子 ㈱竹中工務店 生産本部 役員補佐（安全環境担当）
〃 笠 原 康 雄 飛鳥建設㈱ 安全環境部 担当部長
〃 石 沢 正 弘 （一社）日本建設団体連合会 副会長
〃 青 木 亨 前田建設工業㈱ 安全環境部長